

令和7年度みやざきスタートアップ創出・成長促進業務 企画提案競技実施要領

1 目的

令和7年度みやざきスタートアップ創出・成長促進業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

別紙「令和7年度みやざきスタートアップ創出・成長促進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 委託料の上限額

25,370,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

5 委託事業者数

1者

6 企画提案競技参加資格

- (1) 民間企業、個人事業主、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。
- (2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が、単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

7 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

8 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 実施公告 | 令和7年4月16日（水） |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出期限 | 令和7年4月21日（月）正午まで |
| (3) 事前説明会 | 令和7年4月22日（火） |
| (4) 質問受付期限 | 令和7年4月23日（水）午後5時まで |
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出期限 | 令和7年4月25日（金）午後5時まで |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年5月7日（水）午後5時まで |
| (7) 審査委員会 | 令和7年5月14日（水） |
| (8) 選定結果の通知 | 令和7年5月下旬 |

9 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時：令和7年4月22日（火） 午後1時30分より

場 所：宮崎県庁 8号館4階会議室（現地及びオンラインにて実施する）

事前説明会に参加を希望する者は、**事前説明会参加申込書（別紙1）**を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

① 提出先

電子メール（アドレス：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp）

※ 件名は「令和7年度みやざきスタートアップ創出・成長促進事業企画提案競技 事前説明会 参加申込書」とすること。

また、送信後は、宮崎県商工観光労働部企業振興課に電話し、事前説明会参加申込書の到着を確認すること（電話番号 0985-26-7114）。

② 提出期限 令和7年4月21日（月）正午

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、**企画提案競技参加申込書（別紙2）**を次の方法により提出すること。

① 提出方法

電子メール（アドレス：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp）

※ 件名は「令和7年度みやざきスタートアップ創出・成長促進事業企画提案競技 参加申込書」とすること。

また、送信後は、宮崎県商工観光労働部企業振興課に電話し、企画提案競技参加申込書の到着を確認すること（電話番号 0985-26-7114）。

② 提出期限 令和7年4月25日（金）午後5時

(3) 企画提案書等の提出

① 提出場所

本要領 12 の場所

② 提出期限

令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時

③ 提出方法

持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時必着とする。）

④ 提出書類

下記ア～カまでの提出書類（これらをまとめて、以下「企画書」と言う。）を、5 セット（原本 1 部、写し 4 部）提出すること。

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
ア 企画提案競技参加申請書	別紙 3	—
イ （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書	別紙 4	—
ウ 企画提案書	任意様式にて記載	A 4 又は A 3
エ 見積書	任意様式にて記載	A 4 縦 2 枚まで
オ 過去 3 年間の類似業務実績	任意様式にて記載	A 4 縦 3 枚まで
カ 添付資料	(ア) 提案者の概要がわかるもの (イ) 定款又は寄附行為の写し (ウ) 直近 2 年の決算報告書 (エ) 誓約書（別紙 5）	—

ア 企画提案競技参加申請書（別紙 3）

- ・ 単独参加用又は共同企業体用のいずれかを提出する。

イ 共同企業体協定書（別紙 4）

- ・ 共同企業体を構成する場合にのみ、提出する。

ウ 企画提案書

- ・ A 4 サイズ（一部 A 3 サイズを折り曲げて可）で任意様式とする。
- ・ ページ番号は表紙及び目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。
- ・ 仕様書の趣旨を踏まえ、分かりやすい表現で具体的に作成すること。
- ・ 次の事項全てについて必ず記載すること。

(ア) 本業務の組織運営体制

(イ) 本業務のスケジュール

エ 見積書

- ・ 委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
- ・ 単位は円とする。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

オ 過去3年間の類似業務実績

- ・ これまでの類似業務実績について、実施内容、実施期間及び成果等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

カ 添付資料

- ・ (ア)提案者の概要がわかるものについては、法人案内、パンフレット等とする。また、共同企業体として申請する場合は、全ての構成員について提出すること。
- ・ (イ)定款又は寄附行為の写しについては、共同企業体として申請する場合は、全ての構成員について提出すること。また、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。
- ・ (ウ)直近2年分の決算報告書については、共同企業体として申請する場合は、全ての構成員について提出すること。
- ・ (エ)誓約書（別紙5）については、共同企業体として申請する場合は、全ての構成員について提出すること。

(4) 質問等

本業務に関し質問がある場合は、**質問書（別紙6）**を次の方法により提出すること。

ア 提出方法 電子メール（アドレス：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp）

件名は「令和7年度みやぎきスタートアップ創出・成長促進事業 質問書」とすること。

また、送信後は、宮崎県商工観光労働部企業振興課に電話し、質問書の到着を確認すること（電話番号 0985-26-7114）。

イ 提出期限 令和7年4月23日（水）午後5時

ウ 回答方法 質問者に対して質問受付日の翌日から起算して原則3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に回答するものとする。なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する（質問者名は公表しない）。

(5) 審査委員会（ヒアリング）

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先を選定する審査委員会を設置する。

日 時：令和7年5月14日（水）午後1時30分より

場 所：宮崎県庁 8号館 4階会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

※ プレゼンテーションは、1者当たり、説明15分 質疑10分 計25分

※ 各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(6) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ① 全体構成
 - ・ 本事業の趣旨・目的等を十分に理解し、実効性のある企画構成となっているか。
 - ・ 本県の地域特性や強みを踏まえた提案など、独自の提案がなされているか。
- ② 効果的な事業の実施
 - 【創業の機運醸成・促進】
 - ・ 各イベントの内容、開催方法が、ターゲットに適したものであり、多様な交流による県内の創業促進に高い効果が期待できるか。
 - 【スタートアップの成長促進】
 - ・ スタートアップの特性を踏まえた実施手法、プログラム内容となっており、スタートアップの成長に高い効果が期待できるか。
 - 【技術検証のマッチング支援】
 - ・ 県内スタートアップ等と県内企業等との技術検証のマッチング支援に高い効果が期待できるか。
 - 【広報・情報発信】
 - ・ WEB サイトで提供するコンテンツをはじめ、本事業の広報における取組内容が効果的なものとなっているか。
- ③ 実施体制等の妥当性
 - 【実施体制】
 - ・ 実施に必要な経験・専門性を有する担当者が具体的に示されているか。
 - ・ 専任者の配置や、経験・専門性を有する者を宮崎県近辺に配置するなど、機動的に対応できる体制となっているか。
 - ・ 県内外の関係者と連携がとれる体制となっているか。
 - 【実施スケジュール】
 - ・ 事業の実施スケジュールは適切か。
- ④ 経済性
 - ・ 経費の節減が図られているか。
- ⑤ 実績
 - ・ 本業務を受託するに相応しい業務実績があり、業務遂行能力が認められるか。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託者として選定する。

(8) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

10 契約についての留意点等

- (1) 県と契約の候補者との委託契約については、事前に契約仕様書案で双方の意思確認を行う。
- (2) 委託契約を締結する前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付する。

ただし、次のいずれかに認められる場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 委託事業によって生じた収入が、追加の事業（委託契約額以上に追加で実施した事業費等）を上回る場合は、その上回った額の返還が生じる。

(4) 委託事業の実施に伴い取得した物品、特許権及び著作権等は、県に帰属する。

(5) 委託費の支払いについては、精算払とする。

(6) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、第三者と協業することで本事業を効果的に実施できる等の理由により、あらかじめ県の書面による承認を得たときは、この限りでない。

11 その他

(1) 企画書は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、企画書の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

(2) 期限までに企画書の提出がない場合は、企画提案競技の参加申込みを取下げたものとして扱う。

(3) 虚偽記載等、不正な行為のあった企画書等は、無効とする。

(4) 公示した仕様又は条件に明らかに適合しない企画書等は、無効とする。

(5) 本要領6の参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に満たさなくなった者が提出した企画書等は、無効とする。

(6) 企画書等の作成及び提出に係る費用等、本提案に係る費用は、提案者の負担とする。

12 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館4階

宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 技術支援担当（担当 河野、前田）

電話番号 0985-26-7114（直通）

FAX 0985-32-4457

E-mail kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp